

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童相談 DV相談	月～金曜日 ※祝日を除く 上記以外	8:30～17:15	子ども家庭課	☎家庭相談員兼母子・父子自立 支援員・女性相談員	子ども家庭課 ☎(082)420-0407
家庭児童相談	水曜日 ※祝日を除く	10:00～17:00	子育て・障害 総合支援センター はあとふる (市民文化センター)	☎家庭相談員兼母子・父子自立 支援員	市役所当直室 ☎(082)422-2111
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害 総合支援センター はあとふる (市民文化センター)	☎相談支援コーディネーター	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害 総合支援センター はあとふる (市民文化センター)	☎相談支援コーディネーター	はあとふる ☎(082)420-0180
	上記以外 (障害者虐待通報のみ)		障害福祉課	☎障害福祉課職員	市役所当直室 ☎(082)422-2111
広島地域若者サポート ステーション[若者交流館]	1日、8日、15日、 22日 (いずれも水曜日)	9:00～12:00 13:00～17:00	市民文化センター 展示コーナー	就職したいけれど、あと一歩が踏み出せない人、職場での人間関係が苦手な人、辞めてしまっただけの人などの相談を受け付けます。 ☎自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など ☎15歳から概ね49歳までの人(保護者からの相談も受け付けます) ☎要予約	広島地域若者サポート ステーション 「若者交流館」 ☎(082)511-2029
働く女性の相談室	18日(土)	13:30～14:30 14:30～15:30	市民文化センター 2階研修室3 (サンスクエア東広島)	☎仕事上の悩み(セクハラ、パワハラ、 家庭との両立)や、働きたい女性の 相談 ☎11日(土) ☎電話、窓口	エスポワール/ 男女共同参画推進室 ☎☎(082)424-3833
ボランティア相談窓口	第2・4 水・土曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	市民文化センター ボランティア活動支援センター	☎ボランティアコーディネーター	ボランティア 活動支援センター ☎(082)424-9590
	火・木曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	生涯学習課	☎生涯学習相談員	生涯学習課 ☎(082)420-0979
不登校サポート 「親の会」	第3水曜日 ※祝日を除く	13:30～15:00	西条フレンドスペース (市民文化センター)	☎電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494
児童青少年総合相談	水・木・土・日曜日 ※祝日を除く	10:30～12:00 13:00～16:30	児童青少年センター内 児童青少年総合相談室 (市民文化センター)	☎教育相談員	児童青少年総合相談室 ☎(082)422-3749
	火・金曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00		☎臨床心理士 ☎電話または窓口 開館日の10:30～17:00	
	火・木・日曜日 ※祝日を除く	10:30～12:00 13:00～17:00		☎児童厚生員	
精神科医による 精神保健相談	9日(木)	13:30～15:00	広島県西部東保健所 2階保健相談室	☎精神科医 ☎個別相談 ☎電話	県西部東保健所保健課 ☎(082)422-6911(代)

市政への要望 (文書・メール・ファックス・電話など)

①タイトル②要望事項③住所・名前・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。(市民生活課) gh200922@city.higashihiroshima.lg.jp ☎(082)426-3124 ☎(082)420-0922

Free of Charge かいくいんそうだんまどくち 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人咨询窗口・Dịch vụ tư vấn

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ
English 英語	Mondays, Tuesdays, Wednesdays, Thursdays, Fridays【月～金】	9:00～17:00	市民文化センター コミュニケーションコーナー	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922
	Saturdays【土】	9:00～13:00		
	Sundays【日】	13:00～17:00		
Português ポルトガル語	Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】	9:00～13:00	(公財) 東広島市教育文化 振興事業団 ☎(082)424-3811 UR https://www.hhface.org/ wp/corner/	
	星期一、二、日【月、火、日】 星期六【土】	9:00～13:00 13:00～17:00		
Tiếng Việt ベトナム語	Chủ Nhật【日】	13:00～17:00		
Legal Consultations Consultaria Jurídica 法律相談 Tư vấn pháp luật 法律相談	2月18日(土) ①13:00～②14:00～ ③15:00～		市民文化センター 研修室	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。1週間前までに予約が必要。相談時間は約40分。

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
生活困窮の相談	月～金曜日 (祝日を除く)	8:30～17:15	生活支援センター (市役所本館2階)	☎相談支援員 ☎生活に困っている人が自立した生活を送るための相談に対応します。生活、就労、家計相談等	生活支援センター ☎(082)420-0410
相続・遺言に関する相談	3月5日(日)	10:00～16:00	【面談・相談】 広島司法書士会 総合相談センター 【電話相談】 ☎(082)511-7196	☎司法書士 ☎相続・遺言に関する相談会 ☎電話 ※要予約	広島司法書士会 ☎(082)221-5345
法律相談	2日・9日・16日、 3月2日 (いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	市民生活課	☎弁護士 ☎12人/日(抽選) ☎当日受付(8:30～9:00に電話またはファックス、窓口) ※相談は原則年度内1回限り	市民生活課 ☎(082)420-0922 ☎(082)426-3124 ※ファックスで申し込む場合、必ず電話番号やファックス番号を明記してください。
登記・法律相談 (相続・成年後見など)	8日(水)、15日(水)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内		☎司法書士 ☎8人/日(先着順) ☎当日受付(8:30～9:30に電話またはファックス、窓口)	消費生活センター 消費生活センター ☎(082)421-7189
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:30～12:00 13:00～16:30	消費生活センター (市役所北館1階窓口)	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00		☎消費生活センター受付時間外の相談窓口です。 ☎国民生活センター職員など	国民生活センター ☎(03)3446-0999 消費者ホットライン ☎188
休日の消費生活相談	土日祝日	10:00～16:00			国民生活センター 消費者ホットライン ☎188
心配ごと相談・行政相談	西条会場 7日(火)	13:00～16:00	市役所本館2階 201会議室	心配ごと相談 ☎心配ごと相談員 民生委員・児童委員	(心配ごと相談) 東広島市民生委員 児童委員協議会 ☎(082)493-5621
	八本松会場 8日(水)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 16日(木)	13:00～16:00	志和出張所		
	高屋会場 27日(金)	13:00～16:00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 6日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階 第3会議室		
	福富会場 8日(水)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	豊栄会場 21日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
河内会場 24日(金)	13:00～16:00	河内保健福祉センター			
安芸津会場 17日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター	行政相談 ☎国の行政に関する要望や相談 ☎行政相談委員	(行政相談) 中国四国管区 行政評価局 ☎(082)228-6173	
自殺予防相談	年中無休	24時間			広島いのちの電話 ☎(082)221-4343 よりそいホットライン ☎(0120)279-338
【特設】人権相談	志和会場 16日(木)	13:00～16:00	志和出張所	☎人権擁護委員	東広島竹原人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752
	黒瀬会場 6日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室		
	豊栄会場 21日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 21日(火)	9:00～12:00	河内保健福祉センター		
	安芸津会場 17日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター		
【常設】人権相談	月～金曜日 (祝日を除く)	8:30～17:15	広島法務局東広島支局	☎法務局職員、人権擁護委員	広島法務局東広島支局 ☎(082)423-7707
不動産売買・賃貸に関する相談	21日(火)	10:00～12:00 13:00～16:00 ※相談時間は1時間以内	市民生活課	☎弁護士・宅地建物取引士 ☎5人/日(先着順) ☎電話、ファックス、窓口(20日 (月)正午まで)	広島県宅地建物取引 業協会安芸賀茂支部 ☎(082)822-7096 ☎市民生活課 ☎(082)420-0922 ☎(082)426-3124
ひがし広島 法律相談センター	毎週水曜日 (変更になることがあります)	13:00～16:00	市民文化センター 研修室3 (サンスクエア東広島2階)	☎広島弁護士会 ☎電話(休業日を除く9:30～16:00) ☎有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
公正証書による 遺言・契約書等の作成	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～12:00 13:00～17:15	東広島公証役場 (サンスクエア東広島4階)	☎公証人 ☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	広島県生活センター (県庁農林庁舎1階)	☎離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☎県民相談員	県民相談窓口 ☎(082)223-8811

教える 消費生活

（独）国民生活センターの相談事例を紹介します。

フリーマササービスを受取る前は、中古の冷蔵庫を買ったところ、電源が入らなかつたので、電話で連絡したら、買ったお店の人が、「壊れているので返金をお願いします」と言ってきたので、フリーマササービスに連絡したら、「大丈夫です、修理いたします。」と返ってきたので、修理してもらいました。

フリーマササービスは、商品をよく確認してから購入してください。

「アドバイス」
フリーマササービスの取引は、売主と買主との個人間の取引です。トラブルが起きた場合は、基本的には当事者間で解決を求められます。ただし、決まるとフリーマササービスでは、商品を受け取り、出品者が、商品を返すことになり、出品者が、商品を返さなければ、出品金を支払う必要があります。出品者が、商品を返さなければ、出品金を支払う必要はありません。

フリーマササービスは、出品者が、商品を返さなければ、出品金を支払う必要はありません。

フリーマササービスは、出品者が、商品を返さなければ、出品金を支払う必要はありません。